

内閣府令第十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む）。

（第二十四条（同法第二十七条において準用する場合を含む））、第二十四条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む））、第二十四条の五（同法第二十七条において準用する場合を含む））、第百九十三条及び第百九十三条の二の規定に基づき、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 直人

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「直前の連結会計年度」の下に「（以下「前連結会計年度」という。）」を

加える。

第二条第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十から二十二まで 削除

第二条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第二条に次の八号を加える。

三十八 会計方針 四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十九 表示方法 四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

四十 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、四半期連結

財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

四十一 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会

計方針に変更することをいう。

四十二 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となった情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財

務諸表又は直前の四半期連結会計期間以前若しくは直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

四十三 誤謬ごぼ その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、四半期連結財務諸表作成時又は連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

四十四 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表並びに直前の四半期連結会計期間以前及び直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十五 修正再表示 前連結会計年度以前の連結財務諸表又は直前の四半期連結会計期間以前若しくは直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表における誤謬ごぼの訂正を連結財務諸表又は四半期連結財務諸表に反映することをいう。

第四条第四号中「四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）を「前連結会計年度」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)

第五条の二 四半期連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下「第一・四半期連結会計期間」という。))の翌四半期連結会計期間(以下「第二・四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。((に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。))

2 四半期連結財務諸表提出会社は、第一・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第一・四半期連結会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。

3 四半期連結財務諸表提出会社は、第一・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第三・四半期連結累計期間(連結会計年度の開始の日から第二・四半期連結会計期間の翌四半期連結会計期間(以下「第三・四半期連結会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第三・四半期連結会計期間において大規模な企業結合が行われたことその他の事情により、第三・四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難なときは、当該第三・四半期連結キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第三・四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。

(比較情報の作成)

第五条の三 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当該四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に應じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。

- 一 四半期連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項
- 二 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項

三 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項
第十条を次のように改める。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に關する注記)

第十条 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

第十条の次に次の五条を加える。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第十条の二 四半期財務諸表等規則第五条の規定は、会計基準等(財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第十条の三 四半期財務諸表等規則第五条の二の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「四半期累計期間」とあるのは「四半期連結累計期間」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第十条の四 四半期財務諸表等規則第五条の三の規定は、会計上の見積りについて重要な変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第十条の五 四半期財務諸表等規則第五条の四の規定は、重要な会計方針の変更を行った場合において、

当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条中「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と読み替えるものとする。

(修正再表示に関する注記)

第十条の六 四半期財務諸表等規則第五条の五の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条第二号中「税引前四半期純損益金額」とあるのは「税金等調整前四半期純損益金額」と、「前事業年度」とあるのは「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十二条の見出し中「記載」を「注記」に改め、同条中「前条の規定による記載の次に記載」を「注記」に、「記載を」を「注記を」に改める。

第十三条第一項中「(第七十八条第四項において「重要な後発事象」という。)」を削る。

第十五条第三項中「第二・四半期以降の四半期連結会計期間」を「第二・四半期連結会計期間以降」に

、「規定により行つた」を「規定による」に、「第二・四半期以降に変更した理由」を「第二・四半期連結会計期間以降に変更した旨及びその理由」に改め、同条第五項中「方法による」を「方法により」に改める。

第十五条の二第一項中「適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載」を「当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項本文及び前項」に、「を算定することが」を「の把握が極めて」に、「同項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができるとができる。

第十六条第一号及び第二号中「で時価のあるもの」を削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

(金融商品に関する注記等の特例)

第十七条の二 第十五条の二、第十六条及び第十七条第一項の規定にかかわらず、連結財務諸表提出会社(当該連結財務諸表提出会社を含む企業集団の総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。)は、第一・四半期連結会計期間及び第三・四半期連結会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

第二十条第一項第二号中「四半期連結会計期間及び」を削り、同項第八号を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十四条第一項第四号中「四半期連結会計期間及び」を削る。

第二十七条の二を次のように改める。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記)

第二十七条の二 第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ

・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 当四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)

二 当四半期連結累計期間に係るのれんの償却額

第二十七条の三を削る。

第二十八条第三項を同条第五項とし、同条第二項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フ

ロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四

半期連結包括利益計算書(第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成する場合

には、当該第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書)の次に記載しなければならない

い。

第二十八条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、第十条から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二十七条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第二十八条第一項中「の規定により記載すべき」を「（第十条から第十条の六まで及び第十二条を除く

。）の規定による」に、「から第十二条までの規定による記載」を「から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記」に改め、同項第一号中「から第十二条までの規定により記載した事項」を「から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第十条から第十条の六まで及び第十二条の規定による注記は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書（第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書

（の次に記載しなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

5 前項後段の規定にかかわらず、第一・四半期連結会計期間及び第三・四半期連結会計期間においては、同項後段の規定による注記を省略することができる。

第三十八条中「財務諸表等規則第二十五条及び第二十六条」を「四半期財務諸表等規則第二十三条」に改める。

第三十九条中「第二十六条の二」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条 削除

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第五十三条 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるい

いずれかの方法により表示しなければならない。

一 たな卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二 たな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第五十五条第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第五十六条（見出しを含む。）中「評価・換算差額等」を「その他の包括利益累計額」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第六十四条第二項を次のように改める。

2 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

第六十四条に次の二項を加える。

3 四半期連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する

ことができる。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

4 四半期連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する

場合には、第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

第六十九条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間並びに四半期連結会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しない。

第七十四条中「、前期損益修正益」を削る。

第七十五条中「、前期損益修正損」を削る。

第七十七条第一項第一号中「当四半期連結会計期間」を「当四半期連結累計期間」に改め、同条第二項中「前項各号」を「前項の規定にかかわらず、同項各号」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項各号に掲げる」を「第一項又は前項に規定する」に改める。

第七十八条の見出し中「四半期純損益金額等の」を「四半期純損益金額に関する」に改め、同条第一項

中「当四半期連結会計期間及び当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間」を「当四半期連結累計期間」に、「当該金額の算定上」を「その算定上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 四半期財務諸表等規則第七十条第二項の規定は、当四半期連結会計期間又は四半期連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「四半期会計期間」とあるのは「四半期連結会計期間」と、「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第七十八条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記)

第七十八条の二 四半期財務諸表等規則第七十条の二の規定は、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条第二項中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第八十三条の二第二項を次のように改める。

2 四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載するものとする。

第八十二条の二に次の一項を加える。

3 四半期連結財務諸表提出会社は、第六十四条第三項の規定により、第二・四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書を作成する場合には、第二・四半期連結会計期間及び第三・四半期連結会計期間に係る四半期連結包括利益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第四号の二により記載するものとする。

第八十八条から第九十条までを次のように改める。

第八十八条から第九十条まで 削除

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

様式第一号記載上の注意³中「記載すること。」の次に「なお、前四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に係る「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。」を加え、同記載上の注意⁴中「第二・四半期以降の四半期連結会計期間」を「第二・四半期連結会計期間以降」に、「第二・四半期以降に変更した理由」を「第二・四半期連結会

計期間以降に変更した旨及びその理由」に改める。

様式第二号中

当第 四半期 連結会計期間末 (平成 年 月 日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成 年 月 日)
---------------------------------	--

を

前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (平成 年 月 日)
-----------------------	----------------------------

に改める。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十二号)の一部を次のように改正する。

「第五節 特別利益及び特別損失(第六十六条 第七十条)

第六節 雑則(第七十一条 第七十二条)

「第五節 特別利益及び特別損
第六節 四半期純利益又は四

第七節 雑則(第七十一条

失（第六十六条 第六十八条）

半期純損失（第六十九条 第七十条の二）に改める。

第七十三条）

第一条の二第二号中「直前の事業年度」の下に「（以下「前事業年度」という。）」を加える。

第三条第十五号から第十七号までを次のように改める。

十五から十七まで 削除

第三条に次の八号を加える。

三十三 会計方針 四半期財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十四 表示方法 四半期財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

三十五 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、四半期財

務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十六 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会

計方針に変更することをいう。

三十七 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は直前の四半期会計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

三十八 誤謬^{ごびょう} その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、四半期財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

三十九 遡及適用 新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表並びに直前の四半期会計期間以前及び直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十 修正再表示 前事業年度以前の財務諸表又は直前の四半期会計期間以前若しくは直前の四半期累計期間以前の四半期財務諸表における誤謬^{ごびょう}の訂正を財務諸表又は四半期財務諸表に反映することをいう。

第四条第二項中「四半期財務諸表に係る四半期会計期間が属する事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）」を「前事業年度」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(四半期キャッシュ・フロー計算書)

第四条の二 四半期財務諸表提出会社は、第二・四半期累計期間(事業年度の開始の日から当該事業年度の最初の四半期会計期間(以下「第一・四半期会計期間」という。))の翌四半期会計期間(以下「第二・四半期会計期間」という。))の末日までの期間をいう。))に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

2 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間(事業年度の開始の日から第一・四半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができる。

3 四半期財務諸表提出会社は、第一・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成する場合には、第三・四半期累計期間(事業年度の開始の日から第二・四半期会計期間の翌四半期会計期間(以下「第三・四半期会計期間」という。))の末日までの期間をいう。以下同じ。))に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第三・四半期会計期間において大規模な企業結合が行われたことその他の

事情により、第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することが実務上困難なときは、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を要しない。この場合においては、当該第三・四半期キャッシュ・フロー計算書を作成することができない旨及びその理由を注記しなければならない。

(比較情報の作成)

第四条の三 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。

- 一 四半期貸借対照表 前事業年度に係る事項
- 二 四半期損益計算書 前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項
- 三 四半期キャッシュ・フロー計算書 前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

第五条を次のように改める。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第五条 会計基準等(財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)

の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い重要な会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に係る経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計基準等の名称
 - 二 当該会計方針の変更の内容
 - 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（財務諸表等規則第八条の三第二項本文に規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計基準等の名称
 - 二 当該会計方針の変更の内容
 - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

- 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
 - 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
 - 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。
 - 一 当該会計基準等の名称
 - 二 当該会計方針の変更の内容
 - 三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
 - 四 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
 - 4 第二項第三号及び前項第四号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
 - 5 第一項から第三項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。
- 第五条の次に次の四条を加える。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第五条の二 第一・四半期会計期間に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該会計方針の変更の内容
 - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
 - 三 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 2 第二・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行った場合には、前項の規定による注記に加え、第二・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならない。
- 3 前二項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。
- 一 当該会計方針の変更の内容

- 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
- 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
- 四 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
- 五 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
- 四 前項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
- 五 第一項から第三項までの規定による注記は、会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、注記しなければならない。
- 六 前事業年度の第二・四半期会計期間以降に会計基準等の改正等以外の正当な理由により重要な会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第五条の三 会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

2 前項第二号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

3 第一項の規定による注記は、会計上の見積りについて重要な変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第五条の四 第一・四半期会計期間に重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 当該会計方針の変更の内容

- 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
 - 三 税引前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額
 - 2 第二・四半期会計期間以降に重要な会計方針の変更を行った場合において、当該重要な会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前項の規定による注記に加え、第二・四半期会計期間以降に会計方針の変更を行った旨及びその正当な理由を注記しなければならない。
 - 3 第一項第三号に規定する影響額について、適時に、正確な影響額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。
 - 4 第一項及び第二項の規定による注記は、重要な会計方針の変更を行った四半期会計期間に係る事業年度に属する四半期会計期間において、記載しなければならない。
- (修正再表示に関する注記)
- 第五条の五 修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 誤謬じゆびの内容

二 税引前四半期純損益金額に対する前事業年度の対応する四半期累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条の見出し中「記載」を「注記」に改め、同条中「前条の規定による記載の次に記載」を「注記」に、「記載を」を「注記を」に改める。

第八条中「（第七十条第四項において「重要な後発事象」という。）」を削る。

第八条の二第一項中「適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載」を「当該四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項本文及び前項」に、「を算定することが」を「の把握が極めて」に、「同項」を「第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、四半期貸借対照表の科目ごとの四半期貸借対照表日における金融商品

の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。

第九条第一項第一号及び第二号中「で時価のあるもの」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

(金融商品に関する注記等の特例)

第十条の二 第八条の二、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社(総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める場合を除く。)は、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間において、これらの規定による注記を省略することができる。

第十二条第二項を削る。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

第十五条第一項第二号中「四半期会計期間及び」を削り、同項第七号を削り、同条第三項及び第四項を

削る。

第十六条第二項及び第十七条第四項中「注記を行った」を「注記した」に改める。

第二十二條の二を削る。

第二十二條の三第三項中「第二・四半期以降の四半期会計期間」を「第二・四半期会計期間以降」に、「規定により行った」を「規定による」に、「第二・四半期以降に変更した理由」を「第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由」に改め、同条第五項中「方法による」を「方法により」に改め、同条を第二十二條の二とし、同條の次に次の一條を加える。

(四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合の注記)

第二十二條の三 第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)
- 二 当四半期累計期間に係るのれんの償却額

第二十二條の四を削る。

第二十二條第三項を同條第五項とし、同條第二項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書）の次に記載しなければならない。

第二十二條第二項を同條第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の場合において、第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記は、第一項の規定にかかわらず、第二十一條の規定による注記の次に記載しなければならない。

第二十二條第一項中「の規定により記載すべき」を「（第五条から第五条の五まで及び第七条を除く。

）の規定による」に、「から第七条までの規定による記載」を「から第五条の五まで及び第七条の規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

第五条から第五条の五まで及び第七条の規定による注記は、四半期キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。ただし、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しない場合には、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期損益計算書（第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、当該第三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書）の次に記載しなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

5 前項後段の規定にかかわらず、第一・四半期会計期間及び第三・四半期会計期間においては、同項後段の規定による注記を省略することができる。

第三十二条を次のように改める。

（有形固定資産の減価償却累計額の表示）

第三十三条 有形固定資産に対する減価償却累計額は、次の各号に掲げるいずれかの方法により掲記又は表示しなければならない。

一 有形固定資産又は各資産科目に対する控除科目として、減価償却累計額の科目をもって掲記する方

法

二 各資産科目に対する控除科目として一括して掲記する方法

三 有形固定資産又は各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該有形固定資産又は各資産の金額として表示する方法

第三十四条中「第二十六条の二」の下に「（第四項を除く。）」を加える。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十七条を次のように改める。

（たな卸資産及び工事損失引当金の表示）

第四十七条 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法により表示しなければならない。

一 たな卸資産及び工事損失引当金をそれぞれ流動資産及び流動負債に表示する方法

二 たな卸資産及び工事損失引当金を相殺した差額を流動資産又は流動負債に表示する方法

第四十七条の二を削る。

第四十九条第三項中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第五十六条第二項を次のように改める。

2 四半期累計期間に係る四半期損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

第五十六条に次の二項を加える。

3 四半期財務諸表提出会社は、第二・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成することができる。
。この場合においては、様式第四号により記載するものとする。

4 四半期財務諸表提出会社は、第二・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成する場合には、第

三・四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成しなければならない。この場合においては、様式第

四号により記載するものとする。

第六十一条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間並びに四半期会計期間においては、販売費及び一般管理費について、販売費の科目若しくは一般管理費の科目又は販売費及び一般管理費の科目に一括して掲記することができる。この場合において、販売費又は一般管理費の費目及びその金額については、注記することを要しない。

第六十六条中「、前期損益修正益」を削る。

第六十七条中「、前期損益修正損」を削る。

第六十八条の前の見出しを削り、同条に見出しとして、「(税引前四半期純損益金額の表示)」を付し、同条の次に次の節名を付する。

第六節 四半期純利益又は四半期純損失

第六十九条に見出しとして「(四半期純利益又は四半期純損失)」を付し、同条第一項第一号中「当四半期会計期間」を「当四半期累計期間」に改め、同条第二項中「前項各号」を「前項の規定にかかわらず、同項各号」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項各号に掲げる」を「第一項又は前項に規定する」に改める。

第七十条の見出し中「四半期純損益金額等の」を「四半期純損益金額に関する」に改め、同条第一項中「当四半期会計期間及び当該四半期会計期間における四半期累計期間」を「当四半期累計期間」に、「当該金額の算定上」を「その算定上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 株式併合又は株式分割が行われた旨
- 二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額が算定されている旨

第七十条第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額に関する注記）

第七十条の二 当四半期累計期間に係る潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり

四半期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2 当四半期会計期間又は四半期貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項の規定により注記すべき事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が算定されている旨

3 前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額が一株当たり四半期純利益金額を下回らない場合及び一株当たり四半期純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり四半期純利益金額の記載は要しないものとする。

第七十八条から第八十条までを次のように改める。

第七十八条から第八十条まで 削除

第八十九条第二項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第五項」に改める。

附則第二条を訂正。

様式第一号記簿上の共欄③中「記載すること。」の次に「なお、前四半期会計期間及び当四半期会計期間に係る「1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」については、省略することができる。」を加え、同記簿上の共欄④中「第二・四半期以降の四半期会計期間」を「第二・四半期会計期間以降」に、「第二・四半期以降に変更した理由」を「第二・四半期会計期間以降に変更した旨及びその理由」に改める。

様式第一号中	当第 四半期 会計期間末 (平成 年 月 日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成 年 月 日)
--------	-------------------------------	------------------------------------

前事業年度 (平成 年 月 日)	当第 四半期会計期間 (平成 年 月 日)
---------------------	--------------------------

に改める。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十五条」を「第六十五条の二」に改める。

第一条の二第一項第二号中「直前の連結会計年度」の下に「（以下「前連結会計年度」という。）」を加える。

第二条に次の十号を加える。

三十三 会計方針 中間連結財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十四 表示方法 中間連結財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

三十五 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、中間連結

財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十六 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会

計方針に変更することをいう。

三十七 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表

示方法に変更することをいう。

三十八 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となった情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

三十九 誤謬^{ごご} その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間連結財務諸表作成時又は連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

四十 遡及適用 新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表及び前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十一 中間連結財務諸表の組替え 新たな表示方法を前連結会計年度以前の連結財務諸表及び前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表に遡って適用したと仮定して表示を変更することをいう。

四十二 修正再表示 前連結会計年度以前の連結財務諸表又は前中間連結会計期間以前の中間連結財務諸表における誤謬^{ごご}の訂正を連結財務諸表又は中間連結財務諸表に反映することをいう。

第四条第四号中「当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度」を「前連結会計年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(比較情報の作成)

第四条の二 当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表は、当該中間連結財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(次の各号に掲げる中間連結財務諸表の区分に応じ、当該中間連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項)を含めて作成しなければならない。

- 一 中間連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項
- 二 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書 前中間連結会計期間に係る事項
- 三 中間連結株主資本等変動計算書 前中間連結会計期間に係る事項
- 四 中間連結キャッシュ・フロー計算書 前中間連結会計期間に係る事項

第十条第一項中「は、次に掲げる事項に区別して中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載」を「については、次に掲げる事項に区別して注記」に改める。

第十一条を次のように改める。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更に関する注記)

第十一条 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲を変更した場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。

第十一条の次に次の六条を加える。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第十一条の二 中間財務諸表等規則第五条(第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項ただし書を除く

。)(の規定は、会計基準等(財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。次条において同じ。)(の規定は、会計基準等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。)(に
伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「財務諸表に」とあるのは「連結財務諸表に」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第十一条の三 中間財務諸表等規則第五条の二（第一項ただし書及び第二項ただし書を除く。）の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（表示方法の変更に関する注記）

第十一条の四 中間財務諸表等規則第五条の二の二（第四項を除く。）の規定は、表示方法の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第十一条の五 中間財務諸表等規則第五条の二の三の規定は、会計上の見積りの変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第十一条の六 中間財務諸表等規則第五条の二の四の規定は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは、「中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(修正再表示に関する注記)

第十一条の七 中間財務諸表等規則第五条の二の五の規定は、修正再表示を行った場合について準用する。この場合において、同条中「中間財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

第十八条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「記載は、同条第一項」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「の規定により記載すべき」を「(第十条から第十一条の七までを除く。）」の規定による「に」、「及び第十一条の規定による記載」を「から第十一条の七までの規定による注記」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「第十条」の下に「から第十

一条の七まで」を加え、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第十条の規定による注記は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第十一条から第十一条の七までの規定による注記は、第十条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十六条に次の一項を加える。

2 中間財務諸表等規則第三十六条の三第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項第二号中「前事業年度」とあるのは、「前連結会計年度」と読み替えるものとする。

第六十一条中「、前期損益修正益」を削る。

第六十二条中「、前期損益修正損」を削る。

第六十五条の見出しを「(一株当たり中間純損益金額に関する注記)」に改め、同条第一項中「当該金

額の算定上」を「その算定上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 中間財務諸表等規則第五十二条の二第二項の規定は、当中間連結会計期間又は中間連結貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合について準用する。この場合において、同項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結貸借対照表日」と、「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と読み替えるものとする。

第六十五条第三項から第五項までを削り、第三章第六節同条の次に次の一条を加える。

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

第六十五条の二 中間財務諸表等規則第五十三条の規定は、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記について準用する。この場合において、同条第二項中「事業年度」とあるのは、「連結会計年度」と読み替えるものとする。

様式第一号記載上の注意4(1)中「セグメント情報に与える影響」を「前中間連結会計期間のセグメント情報を当中間連結会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報(当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント情報に与える影響)」と改める。

様式第四号から様式第八号までを次のように改める。

【別葉 (様式第四号) を挿入】

【別葉 (様式第五号) を挿入】

【別葉 (様式第五号の二) を挿入】

【別葉 (様式第六号) を挿入】

【別葉 (様式第七号) を挿入】

【別葉 (様式第八号) を挿入】

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第四条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第五節 特別利益及び特別損失(第四十九条 第五十三条)

第六節 雑則(第五十四条 第五十七条の二)

を 第六節 中間純利益又は中間

「第五節 特別利益及び特別損

第七節 雑則(第五十四条

失（第四十九条 第五十一条）

純損失（第五十二条 第五十三条） に改める。

第五十七条の二）

第一条の二第二号中「直前の事業年度」の下に「（以下「前事業年度」という。）」を加える。

第二条の二に次の十号を加える。

二十八 会計方針 中間財務諸表の作成に当たつて採用した会計処理の原則及び手続をいう。

二十九 表示方法 中間財務諸表の作成に当たつて採用した表示の方法をいう。

三十 会計上の見積り 資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、中間財務諸

表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

三十一 会計方針の変更 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会

計方針に変更することをいう。

三十二 表示方法の変更 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表

示方法に変更することをいう。

三十三 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表の作成に当たつて行つた会計上の見積りを変更することをいう。

三十四 誤謬^{ごびょう} その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、中間財務諸表作成時又は財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。

三十五 遡及適用 新たな会計方針を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

三十六 中間財務諸表の組替え 新たな表示方法を前事業年度以前の財務諸表及び前中間会計期間以前の中間財務諸表に遡つて適用したと仮定して表示を変更することをいう。

三十七 修正再表示 前事業年度以前の財務諸表又は前中間会計期間以前の中間財務諸表における誤謬^{ごびょう}の訂正を財務諸表又は中間財務諸表に反映することをいう。

第三条第二項中「当該中間会計期間の直前の事業年度」を「前事業年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(比較情報の作成)

第三条の二 当中間会計期間に係る中間財務諸表は、当該中間財務諸表の一部を構成するものとして比較情報（次の各号に掲げる中間財務諸表の区分に応じ、当該中間財務諸表に記載された事項に対応するもの）として当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

- 一 中間貸借対照表 前事業年度に係る事項
- 二 中間損益計算書 前中間会計期間に係る事項
- 三 中間株主資本等変動計算書 前中間会計期間に係る事項
- 四 中間キャッシュ・フロー計算書 前中間会計期間に係る事項

第四条の見出しを「（重要な会計方針の注記）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。
会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

第五条を次のように改める。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記）

第五条 会計基準等（財務諸表等規則第八条の三第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。）

の改正等（同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。次条において同じ。）に伴い会計方針の変更を行った場合（当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。）には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項については、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額

四 前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報（一株当たり純資産額、一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額（第五十二条第一項に規定する潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額をいう。）をいう。以下同じ。）に対する影響額

五 前事業年度の期首における純資産額に対する影響額

2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い（財務諸表等規則第八条の三第二項本文に

規定する遡及適用に係る原則的な取扱いをいう。以下同じ。）が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項

イ 当該会計基準等の名称

ロ 当該会計方針の変更の内容

ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項

イ 当該会計基準等の名称

ロ 当該会計方針の変更の内容

ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従つて会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第三号及び第四号に掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し

、当該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計基準等の名称

二 当該会計方針の変更の内容

三 当該経過措置に従つて会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要

四 当該経過措置が当事業年度の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）

五 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

六 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

第五条の二を第五条の二の六とし、第五条の次に次の五条を加える。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第五条の二 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる

事項を注記しなければならない。ただし、第三号から第五号までに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
 - 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
 - 三 中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額
 - 四 前事業年度及び前中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額
 - 五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- 一 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前

事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項

イ 当該会計方針の変更の内容

ロ 当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ 当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当中間会計期間の開始の日における純資産額に対する累積的影響額

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な

場合 次に掲げる事項

イ 当該会計方針の変更の内容

ロ 当該会計方針の変更を行った正当な理由

ハ 中間財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

二 一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ 当中間会計期間の開始の日における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨

ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

3 前事業年度において会計方針の変更を行っており、かつ、当中間会計期間に係る中間財務諸表に含まれる比較情報に適用した会計方針と前中間会計期間に係る中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨を注記しなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

(表示方法の変更に関する注記)

第五条の二の二 表示方法の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 中間財務諸表の組替えの内容

- 二 中間財務諸表の組替えを行った理由
 - 三 中間財務諸表の主な項目に係る前事業年度及び前中間会計期間における金額
 - 2 前項の規定にかかわらず、中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その理由を注記しなければならぬ。
 - 3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
 - 4 第一項（第一号を除く。）及び第二項に規定する事項について、中間連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- （会計上の見積りの変更に関する注記）
- 第五条の二の三 会計上の見積りの変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。
- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
 - 二 当該会計上の見積りの変更が中間財務諸表に与えている影響額

(会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記)

第五条の二の四 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更を行った正当な理由
- 三 当該会計方針の変更が中間財務諸表に与えている影響額

(修正再表示に関する注記)

第五条の二の五 修正再表示を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 誤謬じごの内容
- 二 中間財務諸表の主な科目に対する前事業年度及び前中間会計期間における影響額
- 三 前事業年度又は当中間会計期間に係る一株当たり情報に対する影響額

四 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

第七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「記載は、同条」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「の規定により記載すべき」を「（第四条から第五条の二の五までを除く。（）の規定による」に、「及び第五条の規定による記載」を「から第五条の二の五までの規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第四条の規定による注記は、中間キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2 第五条から第五条の二の五までの規定による注記は、第四条の規定による注記の次に記載しなければならない。

第三十一条の二を次のように改める。

第三十一条の二 削除

第三十六条の三に次の一項を加える。

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に

規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(税引前中間純損益の表示)」を付し、同条の次に次の節名を付する。

第六節 中間純利益又は中間純損失

第五十二条に見出しとして「(中間純利益金額又は中間純損失金額)」を付する。

第五十二条の二の見出しを「(一株当たり中間純損益金額に関する注記)」に改め、同条第一項中「当該金額の算定上」を「その算定上」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額が算定されている旨

第五十二条の二第三項から第六項までを削る。

第五十三条を次のように改める。

(潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額に関する注記)

第五十三条 潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約(以下「潜在株式」という。

に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した一株当たり中間純利益金額をいう。以下この条において同じ。)及びその算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に記載しなければならない。

2 当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 株式併合又は株式分割が行われた旨

二 前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が算定されている旨

3 前二項の規定にかかわらず、潜在株式が存在しない場合、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額が一株当たり中間純利益金額を下回らない場合及び一株当たり中間純損失金額の場合には、その旨を記載し、潜在株式調整後一株当たり中間純利益金額の記載は要しないものとする。

第八十条第二項中「第七条第三項」を「第七条第五項」に改める。

様式第一号記載上の注意4(1)中「セグメント記載に与える影響」を「前中間会計期間のセグメント情報を当中間会計期間の報告セグメントの区分により作成した情報（当該情報を記載することが実務上困難な場合には、セグメント記載に与える影響）」に改める。

様式第四号から様式第八号までを次のように改める。

【別葉 （様式第四号）を挿入】

【別葉 （様式第五号）を挿入】

【別葉 （様式第六号）を挿入】

【別葉 (様式第七号) を挿入】

【別葉 (様式第八号) を挿入】

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「直前の連結会計年度」の下に「(以下「前連結会計年度」という。)」を加え、同条第二項第二号中「財務諸表」を「連結財務諸表」に改める。

第十四条の二中「、会計基準等」の下に「(同条第一項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)」を加え、「同条第一項本文」を「同項本文」に改める。

第三十九条の三を削る。

第六十五条の二の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改め、同条第一項中「当該金額の算定上」を「その算定上」に改める。

第六十五条の三の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改める。

第九十二条の二第一項中「当連結会計年度末及び直前連結会計年度末」を「当連結会計年度期首及び当連結会計年度末」に、「当該各連結会計年度末」を「当連結会計年度期首及び当連結会計年度末」に改める。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第六条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「当期利益」を「当期純利益」に改める。

第一条の二第一号⁽³⁾中「第二条第五号」を「第二条第四号」に改め、同条第二号中「当該事業年度」を「当事業年度」に改め、「直前の事業年度」の下に「(以下「前事業年度」という。)」を加える。

第八条の三第二項中「関する原則的な取扱い」を「係る原則的な取扱い」に改め、同条第四項中「前三項」を「、これら」に改める。

第八条の三の二第三項中「、前二項」を「、これら」に改める。

第八条の十八第四項、第八条の十九第二項及び第八条の二十一第三項中「注記を行つた」を「注記した

」に改める。

第五十八条の二を削る。

「第六節 当期純利益又は当期純損失」を削る。

第九十五条の四の次に次の節名を付する。

第六節 当期純利益又は当期純損失

第九十五条の五の二の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改め、同条第一項中「当該金額の算定上」を「その算定上」に改める。

第九十五条の五の三の見出し中「の注記」を「に関する注記」に改め、同条第一項中「権利若しくは」を「権利又は」に、「又はこれらに」を「その他のこれらに」に、「権利の行使を」を「権利が行使されることを」に、「当該金額の算定上」を「その算定上」に、「次に注記」を「次に記載」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定により記載すべき」に改め、同項第二号中「株式分割又は株式併合」を「株式併合又は株式分割」に改める。

第二百二十五条及び第二百二十五条の二中「当該事業年度末及び直前事業年度末」を「当該事業年度期首及

び当該事業年度末」に、「当該各事業年度末」を「当該事業年度期首及び当該事業年度末」に改める。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

- 3 平成二十四年三月三十一日以後に終了する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）の前連結会計年度に係る連結財務諸表（法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項までの規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項及び次項において「前連結財務諸表」という。）を、法又は法に基づく命令により当連結会計年度に係る連結財務諸表（以下この項及び次項において「当連結財務諸表」という。）を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に記載する場合における前連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、当連結財務諸表を作成するために適用すべきこの規則の定めるところによるものとし、当該規則において定めのない事項については、当連結財務諸表を作成するために準拠すべき一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。
- 4 前項の規定により前連結財務諸表を作成するときは、第八条の三の規定にかかわらず、前連結財務諸表及び当連結財務諸表は、同条に規定する比較情報を含めないで作成するものとする。

附則第五項を削る。

様式第二号から様式第四号まで中「当該事業年度」を「当事業年度」に改める。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意⁽²⁵⁾ a 中「(21)」を「(18)」に改め、同記載上の注意⁽³⁰⁾ a を次のように改める。

a 最近連結会計年度及び(64)ただし書により四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該四半期連結キャッシュ・フロー計算書に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該連結会計年度の中間連結会計期間における業績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況について、前年同期（前年同四半期連結累計期間又は前中間連結会計期間を除く。）と比較して分析的に記載すること。

なお、業績については、セグメント情報に記載された区分により記載すること。

振替簿上の負債⁽³⁰⁾」(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る」や「(71)ただし書により四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該四半期キャッシュ・フロー計算書に係る」⁽³¹⁾」又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該中間貸借対照表に係る」や「又は中間キャッシュ・フロー計算書を掲げた場合にあつては当該事業年度の」⁽³¹⁾」(以下この様式において「最近事業年度等」という。)」⁽³¹⁾」又は最近連結会計年度及び(61)ただし書により中間連結貸借対照表(指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合(特定会社が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。))には、中間連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあつては当該中間連結貸借対照表に係る中間連結会計期間」⁽³¹⁾」⁽³¹⁾」のよひに記す。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表(指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準によ

る四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。以下この様式において同じ。)を掲げた場合にあつては、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があつた場合には、その内容を記載すること。

振替簿上の損(31)および「最近事業年度等」の「最近事業年度及び(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間」の「中間会計期間」の損(31)および「最近事業年度等」の「最近事業年度及び(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間」の「中間会計期間」の損(31)および「最近事業年度等」の「最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があつた場合には、その内容を記載すること。

振替簿上の損(31)および「最近連結会計年度等(連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等)」の「最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する

四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあつては当該連結会計年度の間連結会計期間(以下この様式において「最近連結会計年度等」という。連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあつては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間(四半期財務諸表等規則第3条第6号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。)又は中間貸借対照表を掲げた場合にあつては当該事業年度の間会計期間(以下この様式において「最近事業年度等」という。))」及び「⁽³⁸⁾ 回忌簿上の共軛⁽³⁸⁾の母」四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、」を添へ、「⁽³⁸⁾ 令む」の次に「。以下このaにおいて同じ」を加へ、⁽³⁸⁾ 回忌簿上の注⁽³⁸⁾に次のように記す。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

- (a) 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があつた場合 その内容

(b) 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等
について著しい変更があつた場合 その内容

第11号様式記簿上の共償⁽³⁸⁾および「四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四
半期決算日現在、」を並び、回記簿上の共償⁽³⁸⁾および次のように記す。

また、(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る
四半期累計期間において、主要な設備に関し、aに準じて記載すること。

第11号様式記簿上の共償⁽⁵⁸⁾および「第19条第2項第9号の2」および「第19条第2項第9号の4」における、回
記簿上の共償⁽⁶¹⁾および「四半期連結貸借対照表」の次に「四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比
較情報を除き、」および「中間連結貸借対照表」の次に「(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比
較情報を除く。)」を加え、回記簿上の注意⁽⁶²⁾を次のように改める。

(62) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

((60) aにより最近2連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連

結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書)を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下この(62)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間

及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

第110条第3項第1号のイ（注63）中「中間連結株主資本等変動計算書」の次に「（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）」を、第110条第3項第2号のイ（注64）中「四半期連結累計期間」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であつて、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）」を、第110条第3項第3号のイ（注65）中「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。）」を、第110条第3項第4号のイ（注66）中「中間連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（中

間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)」「やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁶⁾」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁷⁾」提出会社が、「やんべゝ 提出会社が、最近連結会計年度において」」」各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下このdにおいて「最終四半期連結会計期間」という。))を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間」や「各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。)に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度」」」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁸⁾」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁹⁾」(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁹⁾」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁹⁾」(最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁹⁾」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁹⁾」(最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)」やんべゝ 回忌繰上の共擧⁽⁹⁶⁾」」次のように加える。

(e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額（連結財務諸表規則第64条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。）

(f) 当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。）

第11号様式記簿上の注(9)のロを「ウ」の次に次のように加える。

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このdにおいて同じ。）に係るcの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

第11号監査記録上の共覧⁽⁶⁸⁾中「四半期貸借対照表」の次頁「四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除き、」及び「中間貸借対照表」の次頁「(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)」を以て「監査記録上の共覧⁽⁶⁸⁾a中「d」及び「c」に於て「監査記録上の共覧⁽⁶⁹⁾aを次のように定める。」

a 最近事業年度の損益計算書((67) aにより最近2事業年度財務諸表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書)を掲げること。

ただし、(68)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下この(69)において同じ。)を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(68)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書(中間財務諸

表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

第11号「中間株主資本等変動計算書」の次頁「(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)」や第12号「四半期累計期間に係る」や「四半期累計期間(当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であつて、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。)の」に於て「四半期キャッシュ・フロー計算書」の次頁「(四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。)」や「中間キャッシュ・フロー計算書」の次頁「(中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)」や第13号「各四半期会計期間(当該事業年度の最後の四半期会計期間(以下このeにおいて「最終四半期会計期間」という。)を含む。)に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間」や「各四半期累計期間に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度」に於て「各四半期会計期間」の次頁「(最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失

金額については、これらに準じて算出したもの」とや、「最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの」と、「最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの」と、それぞれ「最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額」の記載、並びに「注記」に記載するものとする。

- (e) 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の4の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。）
- (f) 当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5第2項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。）

第二号様式記載上の注意⁽⁷⁴⁾中eをdと「p」の次に次のように加える。

e dに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るdの(d)に掲げる項目の金額(各四半期会計期間に係るdの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの)について、各四半期会計期間の順に記載すること。

第11号の四半期連結上の共通(10)(2)「連結貸借対照表」及び「四半期連結貸借対照表」の並びに「四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除き、」及び「中間連結貸借対照表」の並びに「中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。」「並びに「四半期連結上の共通(10)(3)及び「四半期連結上の共通(10)(3)提出会社が、最近連結会計年度において、」及び「各四半期連結会計期間(当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間(以下このdにおいて「最終四半期連結会計期間」という。))に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間」及び「各四半期連結累計期間(当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。))に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度」及び「四半期連結上の共通(10)(3)及び「(最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損

- 失金額については、これらに準じて算出したもの)」⁽³⁾ 又⁽¹⁰⁾「⁽³⁾ 第77条第3項」
 又「第77条第5項」又⁽³⁾「（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額
 については、これらに準じて算出したもの）」⁽¹⁰⁾ 又⁽³⁾「記載」又「注記」又⁽¹⁰⁾
 又「（最終四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額に
 ついては、これらに準じて算出したもの）」⁽¹⁰⁾ 又⁽³⁾「⁽¹⁰⁾の⁽³⁾」⁽¹⁰⁾
- (e) 税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額（連結財務諸表規則第64条
 の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純
 損失金額をいう。）
- (f) 当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第4項の規定により記載し
 なければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2
 第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期
 純損失金額をいう。）

第11号の四様式記載上の注意(10)3)中を要し、この次に次のように加える。

d cに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このdにおいて同じ。）に係るcの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るcの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。

第11号の四様式記載上の注(10)4)中「四半期貸借対照表（「第11号」四半期財務諸表等規則第4条の3に

規定する比較情報を除き、「第11号」中間貸借対照表」の次に「（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）」を添え、第11号の注(10)5)中「各四半期会計期間（当該事業年度の最後の四半

期会計期間（以下このdにおいて「最終四半期会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期会計期間」を「各四半期累計期間に係る（a）から（d）までに掲げる項目の金額及び最近事業年度に係る（a）及び（e）から（g）までに掲げる項目の金額について、各四半期累計期間、最近事業年度」に添え、第11号の注(10)5)中「（最終四半期会計期間に係る税引前四半期純利益金額又は税引前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を添え、第11号の注

- (5) (c) 中「(最終四半期会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)」、 $\frac{10}{(5)}$ 中「記載」及び「注記」並びに「(最終四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの)」並びに「 $\frac{10}{(5)}$ 」の各号に準ずる。
- (e) 税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の4の規定により表示しなければならない税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額をいう。)
- (f) 当期純利益金額又は当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5第2項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。)
- (g) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額をいう。)
- 第二号の四様記号上の注記(5)中fをgとし、eの次に次のように加える。
- f eに規定する事項を記載する場合には、最近事業年度における各四半期会計期間に係るeの(d

）に掲げる項目の金額（各四半期会計期間に係るeの（d）に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期会計期間の順に記載すること。

第三号様式記載上の注意⁽²⁰⁾イ中「（４）」を「（５）」に改め、同記載上の注意⁽²⁰⁾イ中「（５）」を「（６）」に、「（８）」ストックオプション制度」を「（１０） 従業員株式所有制度」に改め、同記載上の注意⁽⁴⁶⁾ロ中「（66）」の次に「c及び」を加え、同記載上の注意⁽⁵⁴⁾ロ中「（74）」の次に「d及び」を加える。

第四号の三様式を次のように改める。

【別葉（第四号の三様式）を挿入】

第五号様式記載上の注意⁽⁵⁾ a (i) 中「第46条」を「第46条第1項」に改め、同記載上の注意⁽⁵⁾ a (1) 中「第65条第2項」を「第65条の2」に改め、同記載上の注意⁽⁵⁾ ロ (イ) 中「第36条の3」を「第36条の3第1項」に改め、同記載上の注意⁽⁵⁾ ロ (ロ) 中「第52条の2第2項」を「第53条第1項」に改め、同記載上の注意⁽²⁵⁾ a を次のように改める。

a 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包

括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により中間連結財務諸表を作成した場合には、それぞれ中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、中間連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当中間連結会計期間に係るものを記載すること。

貸借対照表並びに損益計算書の注(25)の「又は第24条の5第1項」及び「又は半期報告書」並びに「同様の注(26)から(29)までのうちのいずれか」。

(26) 中間連結貸借対照表

当中間連結会計期間に係る中間連結貸借対照表を掲げること。

(27) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書を掲

げる場合にあつては項目名として「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」と、中間連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「中間連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

(28) 中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結株主資本等変動計算書を掲げること。

(29) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

当中間連結会計期間に係る中間連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

第五号様式記載上の注意⁽³¹⁾ aを次のように改める。

- a 中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（中間連結財務諸表を作成している場合には中間キャッシュ・フロー計算書を除く。）について、中間財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

第五号様式記載上の共欄⁽³¹⁾ロ申「又は第24条の5第1項」及び「又は半期報告書」や症ウ、回記欄上の注意⁽³²⁾から⁽³⁵⁾ままで次のように改める。

(32) 中間貸借対照表

当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。

(33) 中間損益計算書

当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

(34) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間に係る中間株主資本等変動計算書を掲げること。

(35) 中間キャッシュ・フロー計算書

中間連結財務諸表を作成していない場合には、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー

計算書を掲げること。

第五号の二並びに第五号の共欄(5)の(イ)中「第36条の3」及び「第36条の3第1項」並びに「第五号の共欄

(5)の(一)中「第52条の2第2項」及び「第53条第1項」並びにNo.

第七号の並びに第五号の共欄(16)中「第19条第2項第9号の2」及び「第19条第2項第9号の4」並びに「第五

号の共欄(53)の(イ)中「最近2事業年度に係る」及び「最近事業年度の前事業年度に係る」並びに「場合には

、それぞれ（a）から（c）までに定める期間に係る四半期財務書類」の次に「（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）」「や」「中間財務書類」の次に「（中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報に準ずる情報を除く。）」を加え、同記載上の注意⁽⁵⁵⁾中「（66）の」の次に「c及び」や「（74）の」の次に「d及び」を加える。

第八号様式記載上の注意⁽³³⁾中「第19条第2項第9号の2」を「第19条第2項第9号の4」に改める。

第九号の三様式第一部第2の3及び4並びに第3の1を削り、同様式第一部第3の2中「（12・2）」を「（10）」に改め、同様式第一部第3の2を同様式第一部第3の1とし、同様式第一部第3の3中「（13）」を「（11）」に改め、同様式第一部第3の3を同様式第一部第3の2とし、同様式第一部第3の4中「（14）」を「（12）」に改め、同様式第一部第3の4を同様式第一部第3の3とし、同様式第一部第4を削り、同様式第一部第5の1⁽¹⁾中「（16）」を「（13）」に改め、同様式第一部第5の1⁽²⁾中「（16）」

第 四半期会計期間 （ 年 月 日から 年 月 日まで）	第 四半期 （ 年 月 日
------------------------------------	------------------

・ 2) 「を」(14)に改め、同様式第一部第5の1(2)の表中

会計期間 日から まで)		
--------------------	--	--

第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)		
------------------------------------	--	--

--	--	--

--	--	--	--	--	--	--

を

--	--	--	--	--	--	--

に改め、同様式第一部第5の1⁽³⁾中「(17)」を「(15

）」に改め、同様式第一部第5の1⁽⁴⁾中「(18)」を「(16)」に改め、同様式第一部第5の2を削り、同様式第一部第5の3中「(20)」を「(17)」に改め、同様式第一部第5の3を同様式第一部第5の2とし、同様式第一部第5を同様式第一部第4とし、同様式第一部第6中「(21)」を「(18)」と、「(22)」を「(19)」と、「(23)」を「(20)」に改め、同様式第一部第6を同様式第一部第5とし、同様式第一部第7中「(24)」を「(21)」に改め、同様式第一部第7を同様式第一部第6とし、同様式第一部中「(25)」を「(22)」と、「(26)」を「(23)」と、「(27)」を「(24)」と、「(28)」を「(25)」と、「(29)」を「(26)」に改め、同様式記載上の注意⁽¹⁰⁾から⁽¹²⁾までを削り、同記載上の注意⁽¹²⁻²⁾中「(9-2)」を「(7)」に改め、同記載上の注意⁽¹⁰⁾とし、同記載上の注意⁽¹³⁾中「(10)」を「(8)」に改め、同記載上の注意⁽¹¹⁾とし、同記載上の注意⁽¹⁴⁾中「(11)」を「(9)」に改め、同記載上の注意⁽¹⁴⁾を同記載上の注意⁽¹²⁾とし、同記載上の注意中⁽¹⁵⁾を削り、⁽¹⁶⁾を⁽¹³⁾と、「同記載上の注意⁽¹⁶⁻²⁾ aを次のように改める。

- a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使

が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。

第九号の三様式記載上の注意⁽¹⁶⁻²⁾中bを削り、cをbとつじ、同記載上の注意⁽¹⁶⁻²⁾を同記載上の注意⁽¹⁴⁾とつじ、同記載上の注意⁽¹⁷⁾を同記載上の注意⁽¹⁵⁾とつじ、同記載上の注意⁽¹⁸⁾a中「(18)」を「(16)」に改め、同記載上の注意⁽¹⁸⁾cを削り、同記載上の注意⁽¹⁸⁾を同記載上の注意⁽¹⁶⁾とつじ、同記載上の注意⁽¹⁹⁾を削り、同記載上の注意⁽²⁰⁾a中「この報告書の提出日までに」を「当四半期累計期間において」に改め、同記載上の注意⁽²⁰⁾を同記載上の注意⁽¹⁷⁾とつじ、同記載上の注意⁽²¹⁾を同記載上の注意⁽¹⁸⁾とつじ、同記載上の注意⁽²²⁾bを次のように改める。

b 当四半期会計期間に係る四半期財務書類と前年同四半期会計期間に係る四半期財務書類（四半期連結財務諸表規則第5条の3又は四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報が含まれる場合については当四半期会計期間に係る四半期財務書類）を掲げて比較すること。

第九号の三様式記載上の注意中⁽²²⁾を⁽¹⁹⁾とつじ、⁽²³⁾から⁽²⁶⁾までを⁽²⁰⁾から⁽²³⁾までとつじ、同記載上の注意⁽²⁷⁾b中ただし書を削り、同記載上の注意⁽²⁷⁾に次のように加える。

c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始

した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

- d b又はcにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の業績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

第九号の三様式記載上の注意中(27)を(24)とし、(28)を(25)とし、(29)を(26)とする。

第十号様式記載上の注意⁽²⁴⁾ bを次のように改める。

- b 当該事業年度に係る中間財務書類と前事業年度に係る中間財務書類（中間連結財務諸表規則第4条の2又は中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報が含まれる場合については当該事業年度に係る中間財務書類）を掲げて比較すること。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正）

第八条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）第十五条第一項第七号、」を「及び」に改め、「及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条第一項第八号」を削り、同条第二号中「四半期財務諸表等規則」を「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下「

四半期財務諸表等規則」という。)「」に改め、同条第五号中「四半期連結財務諸表規則」を「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)「」に改め、同条第七号中「財務書類」の下に「(以下この号において「書類」という。)「」を、「係るもの」の下に「(同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる書類のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。)「」を加え、同条第八号中「連結財務諸表」の下に「(同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項の規定により提出された届出書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。)「」を加え、同条第九号及び第十号中「当該事業年度の直前事業年度に係る」、「又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」及び「又は四半期報告書」を削り、同条第十一号及び第十二号中「当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る」、「又は第二十四条の四の七第一項若しくは第二項」及び「又は四半期報告書」を削り、同条第十三号中「当該事業年度等の直前事業年度等に係る」、「又は第二十四条の五第一項」及び「又は半期報告書」を削り、同条第十四号中「当該連結会計年度の直前連結会計年度に係る」、「又は第二十四条の五第一項」及び「又

は半期報告書」を削る。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第九条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成二十二年内閣府令第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項を次のように改める。

4 新連結財務諸表規則第十五条の六の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用し、同日前に開始した連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附則第二条第二項を次のように改める。

2 財務諸表提出会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この項において「財務諸表等規則」という。

) 第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下同じ。) 又はその他有価証券(売買目的有価証券、

満期保有目的の債券(この府令による改正前の財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目

的の債券をいう。以下この項において同じ。））、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。

（を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての新財務諸表等規則第八条第二十一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附則第三条に次の一項を加える。

3 新財務諸表等規則第八条の七の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定（新四半期連結財務諸表規則第十条の三において準用する第二条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）

以下この条及び次条において「新四半期財務諸表等規則」という。(第五条の二第三項の規定を除く。)は、施行日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新四半期連結財務諸表規則第十条の三において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用する。

3 施行日から平成二十四年三月三十一日までに開始する連結会計年度(以下この項及び第四条第三項において「当連結会計年度」という。)(の直前連結会計年度(以下この項及び第四条第三項において「前連結会計年度」という。)(において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当連結会計年度に属する四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表(比較情報を除く。)(に適用した会計方針と前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間

に係る税金等調整前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、当該四半期連結累計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。ただし、当該差額について、適時に正確な金額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

5 施行日以後に開始する連結会計年度の開始の日に、負ののれんの未償却残高がある場合において、新四半期連結財務諸表規則第二十七条の二本文の規定に基づき第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しないときは、当該第一・四半期連結累計期間及び第三・四半期連結累計期間に係る負ののれんの償却額を注記しなければならない。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新四半期財務諸表等規則の規定(新四半期財務諸表等規則第五条の二第三項の規定を除く。)は、施行日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について

て適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新四半期財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用する。

3 施行日から平成二十四年三月三十一日までに開始する事業年度（以下この項及び第五条第三項において「当事業年度」という。）の直前事業年度（以下この項及び第五条第三項において「前事業年度」という。）において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度に属する四半期会計期間に係る四半期財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前事業年度の対応する四半期会計期間に係る四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前事業年度の対応する四半期累計期間に係る税引前四半期純損益その他の重要な項目の金額と、当該四半期累計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。ただし、当該差額について、適時に正確な金額を算定することが困難な場合には、適当な方法により概算額を記載することができる。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

5 施行日以後に開始する事業年度の開始の日に、負ののれんの未償却残高がある場合において、新四半期財務諸表等規則第二十二条の三本文の規定に基づき第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しないときは、当該第一・四半期累計期間及び第三・四半期累計期間に係る負ののれんの償却額を注記しなければならない。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。)の規定(新中間連結財務諸表規則第十一条の三において準用する第四条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条及び次条において「新中間財務諸表等規則」という。)(第五条の二第三項の規定を除く。)は、施行日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新中間連結財務諸表規則第十一条の二において準用する新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

3 前連結会計年度において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当連結会計年度に属する中間連結会計期間（以下この項において「当中間連結会計期間」という。

）に係る中間連結財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前連結会計年度に属する中間連結会計期間（以下この項において「前中間連結会計期間」という。）に係る中間連結財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前中間連結会計期間に係る税金等調整前中間純損益その他の重要な項目の金額と、当該中間連結会計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 新中間財務諸表等規則の規定（新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定を除く。）は、施行

日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 新中間財務諸表等規則第五条の二第三項の規定は、平成二十四年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用する。

3 前事業年度において、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行っており、かつ、当事業年度の中間会計期間（この項において「当中間会計期間」という。）に係る中間財務諸表（比較情報を除く。）に適用した会計方針と前事業年度の中間会計期間（この項において「前中間会計期間」という。）に係る中間財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる場合には、その旨及び前中間会計期間に係る税引前中間純損益その他の重要な項目の金額と、当該中間会計期間に変更後の会計方針を適用した場合においてこれらの項目に計上されるべき金額との差額を注記しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する差額を算定することが困難な場合には、当該差額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則は、施行日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「新開示府令」という。)
第二号様式(新開示府令第二号の五様式)(新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第二号の六様式及び第三号の二様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第二号の四様式(新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、及び第七号様式(新開示府令第七号の四様式、第八号様式及び第九号様式において準じて記

載することとされている場合を含む。) は、記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が施行日以後に開始する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書（金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち同法第五条第一項の規定（同法第二十七条において準用する場合を含む。 ）によるものをいう。以下この項において同じ。 ）から適用し、同日前に開始する連結会計年度のものである場合における有価証券届出書については、なお、従前の例による。

2 新開示府令第三号様式（新開示府令第三号の二様式及び第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。 ）は、施行日以後に開始する連結会計年度を当連結会計年度とする有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項又は第三項（同法第二十七条において準用する場合を含む。 ）に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。 ）から適用し、同日前に開始する連結会計年度を当連結会計年度とする有価証券報告書については、なお従前の例による。

3 新開示府令第四号の三様式及び第九号の三様式は、施行日以後に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。 ）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。 ）から適用し、同

日前に開始する四半期連結会計期間を当四半期連結会計期間とする四半期報告書については、なお従前の例による。

4 新開示府令第五号様式、第五号の二様式及び第十号様式は、施行日以後に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とする半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）から適用し、同日前に開始する中間連結会計期間を当中間連結会計期間とする半期報告書については、なお従前の例による。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第八条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令は、施行日以後に開始する連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表、中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の監査証明について適用し、同日前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表、中間連結財務諸表並びに中間財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の監査証明については、なお従前の例による。

様式第四号

【中間連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	× × ×	× × ×
受取手形及び売掛金 (純額)	× × ×	× × ×
リース債権及びリース投資資産 (純額)	× × ×	× × ×
有価証券	× × ×	× × ×
たな卸資産	× × ×	× × ×
その他	× × ×	× × ×
流動資産合計	× × ×	× × ×
固定資産		
有形固定資産	× × ×	× × ×
無形固定資産		
のれん	× × ×	× × ×
その他	× × ×	× × ×
無形固定資産合計	× × ×	× × ×
投資その他の資産	× × ×	× × ×
固定資産合計	× × ×	× × ×
繰延資産	× × ×	× × ×
資産合計	× × ×	× × ×
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	× × ×	× × ×
短期借入金	× × ×	× × ×
リース債務	× × ×	× × ×
未払法人税等	× × ×	× × ×
引当金	× × ×	× × ×
資産除去債務	× × ×	× × ×
その他	× × ×	× × ×
流動負債合計	× × ×	× × ×
固定負債		
社債	× × ×	× × ×

長期借入金	× × ×	× × ×
リース債務	× × ×	× × ×
引当金	× × ×	× × ×
資産除去債務	× × ×	× × ×
その他	× × ×	× × ×
固定負債合計	× × ×	× × ×
負債合計	× × ×	× × ×
純資産の部		
株主資本		
資本金	× × ×	× × ×
資本剰余金	× × ×	× × ×
利益剰余金	× × ×	× × ×
自己株式	× × ×	× × ×
株主資本合計	× × ×	× × ×
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×
土地再評価差額金	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
その他の包括利益累計額合計	× × ×	× × ×
新株予約権	× × ×	× × ×
少数株主持分	× × ×	× × ×
純資産合計	× × ×	× × ×
負債純資産合計	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第五号

【中間連結損益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	× × ×	× × ×
売上原価	× × ×	× × ×
売上総利益 (又は売上総損失)	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費		
.....	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費合計	× × ×	× × ×
営業利益 (又は営業損失)	× × ×	× × ×
営業外収益		
受取利息	× × ×	× × ×
受取配当金	× × ×	× × ×
有価証券売却益	× × ×	× × ×
持分法による投資利益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
営業外収益合計	× × ×	× × ×
営業外費用		
支払利息	× × ×	× × ×
有価証券売却損	× × ×	× × ×
持分法による投資損失	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
営業外費用合計	× × ×	× × ×
経常利益 (又は経常損失)	× × ×	× × ×
特別利益		
固定資産売却益	× × ×	× × ×
負ののれん発生益	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
特別利益合計	× × ×	× × ×

特別損失

固定資産売却損	× × ×	× × ×
減損損失	× × ×	× × ×
災害による損失	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
特別損失合計	× × ×	× × ×
税金等調整前中間純利益（又は 税金等調整前中間純損失）	× × ×	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×
法人税等調整額	× × ×	× × ×
法人税等合計	× × ×	× × ×
少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間 純損失）	× × ×	× × ×
少数株主利益（又は少数株主損 失）	× × ×	× × ×
中間純利益（又は中間純損失）	× × ×	× × ×

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第五号の二

【中間連結包括利益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	× × ×	× × ×
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	× × ×	× × ×
繰延ヘッジ損益	× × ×	× × ×
為替換算調整勘定	× × ×	× × ×
持分法適用会社に対する持分相当額	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
その他の包括利益合計	× × ×	× × ×
中間包括利益	× × ×	× × ×
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	× × ×	× × ×
少数株主に係る中間包括利益	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第六号

【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
資本剰余金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
利益剰余金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
剰余金の配当	△×××	×××
中間純利益	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
自己株式		
当期首残高	△×××	×××
当中間期変動額		
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	△×××	×××

株主資本合計

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	×××
中間純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

繰延ヘッジ損益

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

土地再評価差額金

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

為替換算調整勘定

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の	×××	×××

当中間期変動額 (純額)		
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額 (純額)	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
新株予約権		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額 (純額)	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
少数株主持分		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額 (純額)	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
純資産合計		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	×××
中間純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額 (純額)	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前連結会計年度末残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
5. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	×××
人件費の支出	△×××	×××
その他の営業支出	△×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	×××
損害賠償金の支払額	△×××	×××
.....	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	×××

長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	×××
配当金の支払額	△×××	×××
少数株主への配当金の支払額	△×××	×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
5. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第八号
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調 整前中間純損失)	× × ×	× × ×
減価償却費	× × ×	× × ×
減損損失	× × ×	× × ×
のれん償却額	× × ×	× × ×
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	× × ×	× × ×
受取利息及び受取配当金	△ × × ×	× × ×
支払利息	× × ×	× × ×
為替差損益 (△は益)	× × ×	× × ×
持分法による投資損益 (△は益)	× × ×	× × ×
有形固定資産売却損益 (△は益)	× × ×	× × ×
損害賠償損失	× × ×	× × ×
売上債権の増減額 (△は増加)	× × ×	× × ×
たな卸資産の増減額 (△は増加)	× × ×	× × ×
仕入債務の増減額 (△は減少)	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
小計	× × ×	× × ×
利息及び配当金の受取額	× × ×	× × ×
利息の支払額	△ × × ×	× × ×
損害賠償金の支払額	△ × × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
法人税等の支払額	△ × × ×	× × ×
営業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ × × ×	× × ×
有価証券の売却による収入	× × ×	× × ×
有形固定資産の取得による支出	△ × × ×	× × ×
有形固定資産の売却による収入	× × ×	× × ×
投資有価証券の取得による支出	△ × × ×	× × ×

投資有価証券の売却による収入	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	×××	×××
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	×××
株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	×××
配当金の支払額	△×××	×××
少数株主への配当金の支払額	△×××	×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

(記載上の注意)

1. 中間連結会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「配当金の支払額」には、連結財務諸表提出会社による配当金の支払額を記載すること。
3. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
4. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
5. 連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第四号

【中間貸借対照表】

(単位： 円)

	前事業年度 (平成 年 月 日)	当中間会計期間 (平成 年 月 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形(純額)	×××	×××
売掛金(純額)	×××	×××
リース債権(純額)	×××	×××
リース投資資産(純額)	×××	×××
有価証券	×××	×××
たな卸資産	×××	×××
その他	×××	×××
流動資産合計	×××	×××
固定資産		
有形固定資産	×××	×××
無形固定資産	×××	×××
投資その他の資産	×××	×××
固定資産合計	×××	×××
繰延資産	×××	×××
資産合計	×××	×××
負債の部		
流動負債		
支払手形	×××	×××
買掛金	×××	×××
短期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
未払法人税等	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
流動負債合計	×××	×××
固定負債		
社債	×××	×××

長期借入金	×××	×××
リース債務	×××	×××
引当金	×××	×××
資産除去債務	×××	×××
その他	×××	×××
固定負債合計	×××	×××
負債合計	×××	×××
純資産の部		
株主資本		
資本金	×××	×××
資本剰余金		
資本準備金	×××	×××
その他資本剰余金	×××	×××
資本剰余金合計	×××	×××
利益剰余金		
利益準備金	×××	×××
その他利益剰余金		
××積立金	×××	×××
.....	×××	×××
繰越利益剰余金	×××	×××
利益剰余金合計	×××	×××
自己株式	△×××	×××
株主資本合計	×××	×××
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
.....	×××	×××
評価・換算差額等合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××
純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第五号

【中間損益計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	× × ×	× × ×
売上原価	× × ×	× × ×
売上総利益 (又は売上総損失)	× × ×	× × ×
販売費及び一般管理費	× × ×	× × ×
営業利益 (又は営業損失)	× × ×	× × ×
営業外収益	× × ×	× × ×
営業外費用	× × ×	× × ×
経常利益 (又は経常損失)	× × ×	× × ×
特別利益	× × ×	× × ×
特別損失	× × ×	× × ×
税引前中間純利益 (又は税引前 中間純損失)	× × ×	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×	× × ×
法人税等調整額	× × ×	× × ×
法人税等合計	× × ×	× × ×
中間純利益 (又は中間純損失)	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第六号

【中間株主資本等変動計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
その他資本剰余金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
資本剰余金合計		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
利益剰余金		

利益準備金

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
剰余金の配当	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

その他利益剰余金

××積立金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

繰越利益剰余金

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
剰余金の配当	△×××	△×××
中間純利益	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

利益剰余金合計

当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
剰余金の配当	△×××	△×××
中間純利益	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××

自己株式

当期首残高	△×××	△×××
当中間期変動額		
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××

当中間期末残高	△×××	△×××
<hr/>		
株主資本合計		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
新株の発行	×××	×××
剰余金の配当	△×××	△×××
中間純利益	×××	×××
自己株式の処分	×××	×××
.....	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
<hr/>		
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
<hr/>		
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
<hr/>		
土地再評価差額金		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××
<hr/>		
評価・換算差額等合計		
当期首残高	×××	×××
当中間期変動額		

株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×
新株予約権		
当期首残高	× × ×	× × ×
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×
純資産合計		
当期首残高	× × ×	× × ×
当中間期変動額		
新株の発行	× × ×	× × ×
剰余金の配当	△ × × ×	△ × × ×
中間純利益	× × ×	× × ×
自己株式の処分	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
株主資本以外の項目の		
当中間期変動額（純額）	× × ×	× × ×
当中間期変動額合計	× × ×	× × ×
当中間期末残高	× × ×	× × ×

(記載上の注意)

1. 変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
2. 株主資本以外の科目については、中間会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、前事業年度末残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
6. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第七号

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	×××	×××
原材料又は商品の仕入れによる支出	△×××	×××
人件費の支出	△×××	×××
その他の営業支出	△×××	×××
小計	×××	×××
利息及び配当金の受取額	×××	×××
利息の支払額	△×××	×××
損害賠償金の支払額	△×××	×××
.....	×××	×××
法人税等の支払額	△×××	×××
営業活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△×××	×××
有価証券の売却による収入	×××	×××
有形固定資産の取得による支出	△×××	×××
有形固定資産の売却による収入	×××	×××
投資有価証券の取得による支出	△×××	×××
投資有価証券の売却による収入	×××	×××
貸付けによる支出	△×××	×××
貸付金の回収による収入	×××	×××
.....	×××	×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	×××
長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	×××
社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	×××
株式の発行による収入	×××	×××

自己株式の取得による支出	△×××	×××
配当金の支払額	△×××	×××
.....	×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××

（記載上の注意）

1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

様式第八号

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位： 円)

	前中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益 (又は税引前中間 純損失)	× × ×	× × ×
減価償却費	× × ×	× × ×
減損損失	× × ×	× × ×
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	× × ×	× × ×
受取利息及び受取配当金	× × ×	× × ×
支払利息	× × ×	× × ×
為替差損益 (△は益)	× × ×	× × ×
有形固定資産売却損益 (△は益)	× × ×	× × ×
損害賠償損失	× × ×	× × ×
売上債権の増減額 (△は増加)	× × ×	× × ×
たな卸資産の増減額 (△は増加)	× × ×	× × ×
仕入債務の増減額 (△は減少)	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
小計	× × ×	× × ×
利息及び配当金の受取額	× × ×	× × ×
利息の支払額	× × ×	× × ×
損害賠償金の支払額	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
法人税等の支払額	× × ×	× × ×
営業活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	× × ×	× × ×
有価証券の売却による収入	× × ×	× × ×
有形固定資産の取得による支出	× × ×	× × ×
有形固定資産の売却による収入	× × ×	× × ×
投資有価証券の取得による支出	× × ×	× × ×
投資有価証券の売却による収入	× × ×	× × ×
貸付けによる支出	× × ×	× × ×

貸付金の回収による収入	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
投資活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	× × ×	× × ×
短期借入金の返済による支出	× × ×	× × ×
長期借入れによる収入	× × ×	× × ×
長期借入金の返済による支出	× × ×	× × ×
社債の発行による収入	× × ×	× × ×
社債の償還による支出	× × ×	× × ×
株式の発行による収入	× × ×	× × ×
自己株式の取得による支出	× × ×	× × ×
配当金の支払額	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の増減額（ △は減少）	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の期首残高	× × ×	× × ×
現金及び現金同等物の中間期末残高	× × ×	× × ×

（記載上の注意）

1. 中間会計期間に係るキャッシュ・フローの状況に関して、利害関係者の判断を誤らせないと認められる範囲内で、上記の様式を集約して記載することができる。
2. 「利息及び配当金の受取額」については、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、「利息の支払額」については、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載することができる。
3. 金額の重要性が乏しい項目については、「その他」として一括して記載することができる。
4. 別記事業を営んでいる場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

【別葉⑫】

第四号の三様式

【表紙】
【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第 項
【提出先】 ____財務（支）局長
【提出日】 平成 年 月 日
【四半期会計期間】 第 期第 四半期（自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日）
【会社名】（2） _____
【英訳名】 _____
【代表者の役職氏名】（3） _____
【本店の所在の場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【最寄りの連絡場所】 _____
【電話番号】 _____
【事務連絡者氏名】 _____
【縦覧に供する場所】（4） 名称 _____
 (所在地) _____

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

- 1【主要な経営指標等の推移】（5）
 2【事業の内容】（6）

第2【事業の状況】

- 1【事業等のリスク】（7）
 2【経営上の重要な契約等】（8）
 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】（9）

第3【提出会社の状況】

- 1【株式等の状況】
 (1)【株式の総数等】(10)
 ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
計	

②【発行済株式】

種類	第 四半期会計期間末 現在発行数（株） （ 年 月 日）	提出日現在発行数 （株） （ 年 月 日）	上場金融商品取 引所名又は登録 認可金融商品取 引業協会名	内容

計			—	—
---	--	--	---	---

(2) 【新株予約権等の状況】 (11)

決議年月日	
新株予約権の数	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 (12)

	第 四半期会計期間 (年 月 日から 年 月 日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数	
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等	
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額	
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計	

当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等	
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額	

(4) 【ライツプランの内容】 (13)

決議年月日	
付与対象者	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
取得条項に関する事項	
信託の設定の状況	
代用払込みに関する事項	

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 (14)

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (円)	資本金 残高 (円)	資本準備 金増減額 (円)	資本準備 金残高 (円)

(6) 【大株主の状況】 (15) 年 月 日現在

氏名又は 名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
計	—		

(7) 【議決権の状況】 (16)

① 【発行済株式】

年 月 日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式		—	
議決権制限株式 (自己株式等)			
議決権制限株式 (その他)			
完全議決権株式 (自己株式等)			
完全議決権株式 (その他)			
単元未満株式		—	

発行済株式総数		—	—
総株主の議決権	—		—

②【自己株式等】

年 月 日現在

所有者の 氏名又は 名称	所有者 の住所	自己名義所 有株式数 (株)	他人名義所 有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
計	—				

- 2 【役員】(17)
- 第4 【経理】(18)
- 1 【四半期連結財務諸表】(19)
- (1) 【四半期連結貸借対照表】(20)
- (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】又は【四半期連結損益及び包括利益計算書】(21)
- (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】(23)
- 2 【その他】(24)
- 第二部【提出会社の保証会社等の情報】
- 第1【保証会社情報】
- 1 【保証の対象となっている社債】(31)
- 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】(32)
- (1) 【保証会社が提出した書類】
- ① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
事業年度 第 期(自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
平成 年 月 日 財務(支)局長に提出
- ② 【臨時報告書】
①の書類の提出後、本四半期報告書提出日(平成 年 月 日)までに、
臨時報告書を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出
- ③ 【訂正報告書】
訂正報告書(上記 年 月 日の訂正報告書)を平成 年 月 日に 財務(支)局長に提出
- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】
名称 _____
(所在地) _____
- 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】(33)
- 第2【保証会社以外の会社の情報】(34)
- 1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
- 2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
- 3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】
- 第3【指数等の情報】(35)
- 1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

2【当該指数等の推移】

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

- a 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、四半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- b 「第一部 企業情報」に係る記載上の注意は主として製造業について示したものであり、他の業種については、これに準じて記載すること。
- c 四半期報告書に掲げる事項は図表による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表により明瞭に示されるよう表示することとし、図表による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- d この様式(記載上の注意を含む)は、主として監査役を設置する会社について示したものであり、委員会設置会社については、これに準じて記載すること。例えば、取締役会の決議の状況を記載する場合において、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定について記載する場合には、その旨並びに当該取締役会の決議の状況及び当該執行役の決定の状況について記載すること。
- e この様式において、「四半期連結累計期間」とは、四半期財務諸表等規則第3条第7号に規定する四半期連結累計期間をいい、「四半期累計期間」とは、同条第6号に規定する四半期累計期間をいう。

(2) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること。

(3) 代表者の役職氏名

法第27条の30の5第1項の規定により四半期報告書を書面で提出する場合には、併せて代表者印を押印すること。

(4) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(5) 主要な経営指標等の推移

- a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合(当該提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間(当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間(以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。))の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。)である場合を除く。)には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間(以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。)並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合(特定会社(四半期連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。))が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。)は、これらの経営指標等に相当する指標等((18)のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等))の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括

利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。

- (a) 売上高
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
 - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (e) 四半期包括利益金額
 - (f) 包括利益金額
 - (g) 純資産額
 - (h) 総資産額
 - (i) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
 - (j) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
 - (k) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期連結財務諸表規則第78条の2に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）
 - (l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
 - (m) 自己資本比率（四半期連結会計期間に係るものにあつては、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財務諸表規則第57条の規定による新株予約権の金額及び四半期連結財務諸表規則第58条に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
 - (n) 営業活動によるキャッシュ・フロー
 - (o) 投資活動によるキャッシュ・フロー
 - (p) 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - (q) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高
- b 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社であつて、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合を除く。）には、当四半期連結会計期間及び前年同四半期連結会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期連結財務諸表規則第78条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、aにおいて記載した場合はこの限りでない。

- c 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間（当事業年度の最初の四半期会計期間（以下この様式において「第1四半期会計期間」という。）の翌四半期会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、提出会社の当四半期累計期間及び当四半期累計期間に対応する前年の四半期累計期間（以下この様式において「前年同四半期累計期間」という。）並びに最近事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(j)については、「第4 経理の状況」において当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間及び当四半期会計期間に対応する前年の四半期会計期間（以下この様式において「前年同四半期会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(f)、(g)、(h)、(i)及び(o)については、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間の末日並びに最近事業年度の末日に係るものを記載し、(p)、(q)、(r)及び(s)については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は第2四半期会計期間以外の四半期会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期累計期間及び前年同四半期累計期間並びに最近事業年度に係るものを記載すること。
- (a) 売上高
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 四半期純利益金額又は四半期純損失金額
 - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (e) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額（四半期財務諸表等規則第12条の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。）
 - (f) 資本金
 - (g) 発行済株式総数
 - (h) 純資産額
 - (i) 総資産額
 - (j) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額をいう。）
 - (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
 - (l) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額（四半期財務諸表等規則第70条の2第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額をいう。）
 - (m) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
 - (n) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。）
 - (o) 自己資本比率（四半期会計期間に係るものにあつては、四半期会計期間に係る純資産額から四半期財務諸表等規則第51条の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該四半期会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあつては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第68条第

1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。)

- (p) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (q) 投資活動によるキャッシュ・フロー
- (r) 財務活動によるキャッシュ・フロー
- (s) 現金及び現金同等物の四半期末残高又は期末残高

- d 提出会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合（当該提出会社が特定事業会社であって、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合を除く。）には、当四半期会計期間及び前年同四半期会計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額（四半期財務諸表等規則第70条第1項の規定により注記しなければならない1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額又はこれらの金額に準じて算出したもの）を記載すること。ただし、cにおいて記載した場合はこの限りでない。
- e 提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合は、第2四半期会計期間）である場合には、第五号様式の記載上の注意(5)に準じて記載すること。

(6) 事業の内容

当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載すること。

なお、セグメント情報（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当する情報。以下この様式において同じ。）の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載すること。

(7) 事業等のリスク

- a 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。以下この様式において同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(9)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。

(8) 経営上の重要な契約等

- a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間。以下この(8)において同じ。）において、吸収合併又は新設合併が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収合併又は新設合併の目的、条件、引継資産・負債の状況、吸収合併消滅会社となる会社又は新設合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる吸収合併存続会社となる会社又は新設合併設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収合併存続会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収合併又は新設合併の後の吸収合併存続会社

となる会社（吸収合併消滅会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が吸収合併存続会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設合併設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

- b 当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、その概要について記載すること。
- c 当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載すること。
- d 当四半期連結会計期間において、株式交換又は株式移転が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、株式交換又は株式移転の目的、条件、株式交換完全子会社となる会社又は株式移転完全子会社となる会社の株式1株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社又は株式移転設立完全親会社となる会社（以下この様式において「株式交換完全親会社等」という。）の株式の数その他の財産（株式交換完全親会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該株式交換及び株式移転の後の株式交換完全親会社等となる会社（株式交換完全子会社となる会社の株式1株又は持分に割り当てられる財産が株式交換完全親会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）の資本金・事業の内容等について記載すること。
- e 当四半期連結会計期間において、吸収分割又は新設分割が行われることが、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、吸収分割又は新設分割の目的、条件、承継する資産・負債又は承継させる資産・負債の状況、吸収分割会社となる会社又は新設分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産（吸収分割承継会社となる会社以外の会社の株式等が割り当てられる場合を含む。）及びその算定根拠並びに当該吸収分割又は新設分割の後の吸収分割承継会社となる会社（吸収分割会社に割り当てられる財産が吸収分割承継会社となる会社が発行する有価証券以外の有価証券である場合には、当該有価証券の発行者を含む。）又は新設分割設立会社となる会社の資本金・事業の内容等について記載すること。

(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。

(a) 当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間。以下このaにおいて同じ。）におけるセグメント情報ごとの業

績の状況及びキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。

- (b) 当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。
なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。
 - (c) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。
 - (d) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう。以下この様式において同じ。）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。
 - (e) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。
 - (f) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む。）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。
 - i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容
 - ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容
- b 「1 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。
- (10) 株式の総数等
- a 「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載すること。
会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、発行可能株式総数を記載すること。
なお、当四半期会計期間の末日後四半期報告書の提出日までの間に定款に定められた会社が発行する株式の総数に増減があった場合には、その旨、その決議があった日、株式数が増減した日、増減株式数及び増減後の株式の総数を欄外に記載すること。
 - b 「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載すること。
 - c 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載すること。
 - d 「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載すること。
この場合において、会社が種類株式発行会社であるときは、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について定款、株主総会決議又は取締役会決議により定めた内容及び同法第322条第2項に規定する定款の定めの有無を記載すること。

なお、会社が会社法第107条第1項各号に掲げる事項を定めている場合には、その具体的内容を記載すること。

会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載すること。

e 会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、次に掲げる事項を欄外に記載すること。

(a) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

(b) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(c) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めの内容（当該取決めがない場合はその旨）

(d) 提出者の株券の貸借に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者と提出者の特別利害関係者等との間の取決めがあることを知っている場合にはその内容

(e) その他投資者の保護を図るため必要な事項

f 会社が会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式（以下「二以上の種類の株式」という。）を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無若しくはその内容に差異があるときは、その旨及びその理由を欄外に記載すること。この場合において、株式の保有又はその議決権行使について特に記載すべき事項がある場合には、その内容を記載すること。

g 「発行数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在及び提出日現在の発行数を記載すること。

なお、新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合（商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債又は同条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券（以下このg及び(14)において「旧転換社債等」という。）を発行している場合を含む。）の「提出日現在」の欄に記載すべき発行数については、当該新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）によるものに限り、四半期報告書の提出日の属する月の前月末のものについて記載することができる。ただし、その旨を欄外に記載すること。

h 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を欄外に記載すること。

i 協同組織金融機関の場合には、普通出資及び優先出資に区分して記載すること（「1 株式等の状況」の「(5) 発行済株式総数、資本金等の推移」から「(7) 議決権の状況」までにおいて同じ。）。)

j 相互会社にあつては、記載を要しない（「1 株式等の状況」の「(6) 大株主の状況」及び「(7) 議決権の状況において同じ。）。)

(11) 新株予約権等の状況

a 当四半期会計期間において新株予約権又は新株予約権付社債を発行した場合には、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債の発行に係る決議年月日並びに当該発行

時の当該新株予約権又は当該新株予約権付社債に係る新株予約権の数、新株予約権のうち自己新株予約権の数、目的となる株式の種類（内容を含む。）及び株式数、行使時の払込金額、行使期間、行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額、行使の条件、譲渡に関する事項、代用払込みに関する事項及び組織再編成行為に伴う交付に関する事項を記載すること。なお、当該新株予約権付社債が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に該当する場合には、その旨、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質及び（10）のeの（a）から（e）までに掲げる事項を欄外に記載すること。

- b その他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利を付与した場合には、新株予約権又は新株予約権付社債に準じて記載すること。
- c 「代用払込みに関する事項」の欄には、金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額を記載すること。
- d 「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」の欄には、会社法第236条第1項第8号に規定する事項を記載すること。
- e 会社法第236条第1項各号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる新株予約権を発行した場合には、内容の異なる新株予約権ごとに記載すること。

(12) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

- a 当四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が行使された場合に記載すること。なお、複数の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等について行使が行われた場合には、種類ごとに区分して記載すること。
- b 「行使価額等」とは、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利を行使した際に、交付された株式1株あたりにつき払い込んだ金銭その他の財産の価額及びこれに準ずるものをいう。

(13) ライツプランの内容

- a 「第2 事業の状況」の「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、当四半期会計期間において新株予約権を発行した場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。
なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。
- b 「ライツプランの内容」には、発行済みの新株予約権について記載することを要し、未発行の場合には記載を要しない。

(14) 発行済株式総数、資本金等の推移

- a 当四半期会計期間における発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減について記載すること。
- b 新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当四半期会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

- c 当四半期会計期間において、有価証券届出書、発行登録追補書類又は臨時報告書(第19条第2項第1号又は第2号の規定により提出する場合に限る。)に記載すべき手取金の総額並びにその用途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、その内容を欄外に記載すること。
- d 相互会社にあつては、発行済株式総数に係る記載を省略し、「資本金及び資本準備金」を「基金等の総額」に読み替えて記載し、基金等の概要及び基金償却積立金の額を注記すること。なお、基金等とは、基金及び保険業法第56条に規定する基金償却積立金をいう。

(15) 大株主の状況

- a 当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合について、当四半期会計期間の末日現在の「大株主の状況」について記載すること。
- b 「所有株式数」の欄には、他人(仮設人を含む。)名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。
- c 「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。

なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。

- d 会社が大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合(法第27条の30の11第4項の規定により送付したとみなされる場合を含む。)であつて、当該大量保有報告書等に記載された当該書類の提出者の株券等の保有状況が株主名簿の記載内容と相違するときには、実質所有状況を確認して記載すること。

なお、記載内容が大幅に相違している場合であつて実質所有状況の確認ができないときには、その旨及び大量保有報告書等の記載内容を注記すること。

(16) 議決権の状況

- a 当四半期会計期間の末日現在の「議決権の状況」について記載すること。
なお、各欄に記載すべき株式について、二以上の種類の株式を発行している場合は、株式の種類ごとの数が分かるように記載すること。
- b 「無議決権株式」の欄には、無議決権株式(単元未満株式を除く。)の総数及び内容を記載すること。
- c 「議決権制限株式(自己株式等)」の欄には、議決権制限株式(単元未満株式を除く。dにおいて同じ。)のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- d 「議決権制限株式(その他)」の欄には、cに該当する議決権制限株式以外の議決権制限株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- e 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄には、完全議決権株式のうち、自己保有株式及び相互保有株式について、種類ごとに総数及び内容を記載すること。
- f 「完全議決権株式(その他)」の欄には、eに該当する完全議決権株式以外の完全議決権株式について、種類ごとに総数、議決権の数及び内容を記載すること。
- g 「単元未満株式」の欄には、単元未満株式の総数を種類ごとに記載すること。

- h 「他人名義所有株式数」の欄には、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を記載するとともに、欄外に他人名義で所有している理由並びにその名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること。

なお、株主名簿において所有者となっている場合であっても実質的に所有していない株式については、その旨及びその株式数を欄外に記載すること。

(17) 役員の状況

- a 前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載すること。
- b 新任役員については、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴（例えば、入社年月、役員就任直前の役職名、役員就任年月、他の主要な会社の代表取締役等に就任している場合の当該役職名、中途入社の場合における前職）、任期及び所有株式数を記載すること（所有株式数は、他人（仮設人を含む。）名義で所有している株式数を含めた実質所有により記載すること。なお、会社が二以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。）。また、他の役員と二親等内の親族関係がある場合には、その内容を記載すること。
- なお、相互会社の場合にあっては、「所有株式数」の記載を要しない。
- c 退任役員については、その役職名、氏名及び退任年月日を記載すること。
- d 役員役職の異動については、当該役員の氏名、新旧役職名及び異動年月日を記載すること。
- e 会社が、会社法第108条第1項第9号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。

(18) 経理の状況

- a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（fにおいて「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
- b 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
- c 四半期連結財務諸表を作成していない場合には、その旨及び作成していない理由を記載すること。
- d 特定会社が四半期連結財務諸表を作成していない場合であって、四半期財務諸表等規則第83条第2項の規定により指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合には、その旨を記載すること。
- e 提出会社が特定事業会社であって、(30)により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下この(18)において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。

また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第2項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。

- f 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。

なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。

g 特定会社が連結財務諸表規則（第七章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

(19) 四半期連結財務諸表

a 四半期連結貸借対照表（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結貸借対照表に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

b 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

ただし、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載することを妨げるものではない。

c 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書については、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るもの及び四半期連結会計期間に係るものを記載すること。

d 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における持分変動計算書については、当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。

e 四半期連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの。以下この様式において同じ。）については、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

ただし、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合においても、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

f 指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合における四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、各四半期連結会計期間について、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより作成した四半期連結累計期間に係るものを記載すること。

g 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、四半期連結財務諸表規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。

h 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期連結財務諸表に添付すること。なお、四半期連結財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定に

より提出された有価証券届出書に含まれた四半期連結財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。

- (20) 四半期連結貸借対照表
当四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表を掲げること。
- (21) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書
 - a 当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
 - b 当四半期連結会計期間（当四半期連結会計期間が第1四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合には、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。なお、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書」と、四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「四半期連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。
- (22) 持分変動計算書
当四半期連結累計期間に係る持分変動計算書と前年同四半期連結累計期間に係る持分変動計算書を記載すること。
- (23) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であつて、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。
- (24) その他
 - a 当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
 - b 当四半期連結会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があつたときは、その概要を記載すること。
 - c 当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があつたときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- (25) 四半期財務諸表
 - a 四半期報告書提出会社が、四半期連結財務諸表を作成していない場合には、四半期財務諸表を記載すること。
 - b 四半期貸借対照表については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係るものを記載すること。

- c 四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。
ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
 - d 四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。
ただし、当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。
 - e 四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
 - f 四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第5条第1項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
 - g 指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（(18)のdに該当する場合に限る。）には、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、aからfまで及び(26)から(29)までの規定により記載すること。
- (26) 四半期貸借対照表
当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。
- (27) 四半期損益計算書
- a 当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
 - b 当四半期会計期間（当四半期会計期間が第1四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
- (28) 四半期キャッシュ・フロー計算書
当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。
- (29) その他
- a 当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。
 - b 当四半期会計期間において、企業集団の営業その他に関し重要な訴訟事件等があったときは、その概要を記載すること。

- c 当四半期会計期間及び当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までの間に配当について、提出会社の取締役会の決議があったときは、その旨、決議年月日並びに当該配当による配当金の総額及び1株当たりの金額を注記すること。
- (30) 中間連結財務諸表及び中間財務諸表
提出会社が特定事業会社であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間に該当する場合は、「1 四半期連結財務諸表」及び「2 その他」を「1 中間連結財務諸表」、「2 その他」、「3 中間財務諸表」及び「4 その他」とし、第五号様式の記載上の注意(25)から(36)までに準じて、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書並びに中間連結キャッシュ・フロー計算書並びに中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。)を記載すること。
なお、これらに加えて、第2四半期連結会計期間に係る損益の状況を四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書の形式により「2 その他」(四半期連結財務諸表を作成していない場合には、第2四半期会計期間に係る損益の状況を四半期損益計算書の形式により「4 その他」)に記載すること。
- (31) 保証の対象となっている社債(短期社債を除く。)
提出会社の発行している公募社債等のうち、保証の対象となっているものについて、社債の名称、発行年月、券面総額又は振替社債等の総額、償還額、提出会社の当四半期会計期間の末日現在の未償還額及び上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名を記載すること。
- (32) 継続開示会社たる保証会社に関する事項
a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者である場合に記載すること。
b 本四半期報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類(これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書又は当該半期報告書)並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。
なお、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る有価証券報告書及びその添付書類又は本四半期報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本四半期報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を併せて記載すること。
c 「② 臨時報告書」については、その提出理由について、第19条第2項各号若しくは第3項又は第19条の2のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを併せて記載すること。
d 「③ 訂正報告書」については、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを併せて記載すること。
- (33) 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項
a 提出会社の発行している公募社債等に保証の対象となっているものがあり、当該保証をしている会社が継続開示会社に該当する者でない場合に記載すること。
b 当該保証会社の会社名、代表者の役職名及び本店の所在の場所を記載し、本四半期報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度(cにおいて「直近事業年度」という。)に関する当該保証会社の業績の概要について、第三号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、連結キャッシュ・フロー計算書及びキャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

- c 当該保証会社の直近事業年度の次の事業年度が6月を超える場合であって、当該事業年度が開始した日からおおむね9箇月経過後に本四半期報告書が提出される場合には、bにより記載すべき当該保証会社の業績の概要に加えて、当該事業年度が開始した日以後6箇月の当該保証会社の業績の概要について、第五号様式「第一部 企業情報」の「第1 企業の概況」から「第5 経理の状況」までに準じて記載すること。

なお、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

- d b又はcにより記載すべき当該保証会社の業績の概要が、本四半期報告書の提出日前に提出した提出会社の前事業年度に係る有価証券報告書における「提出会社の保証会社等の情報」（第三号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」、第三号の二様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」又は第四号様式「第二部 提出会社の保証会社等の情報」をいう。）に記載されている場合には、当該保証会社の業績の概要の記載に代えて、当該有価証券報告書に記載された当該保証会社に関する情報を参照する旨を記載することができる。

(34) 保証会社以外の会社の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、連動子会社（第19条第3項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社の企業情報について記載すること。

- a 「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」については、理由、有価証券の名称、発行年月日、発行価額又は売価額の総額、上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名等を記載すること。
- b 「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項」については、第二部中「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」及び「3 継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」に準じて記載すること。
- c 連動子会社については、当四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書（当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）又は当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）を掲げること。ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これらに準じて、四半期連結キャッシュ・フロー又は四半期キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(35) 指数等の情報

提出会社の発行している有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報について記載すること。

- a 「1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由」については、理由及び当該指数等の内容を記載すること。

- b 「2 当該指数等の推移」については、当該指数等の最近5事業年度（6箇月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の年度別最高・最低値及び当四半期累計期間の月別最高・最低値を記載すること。
- (36) 指定国際会計基準による四半期連結財務諸表の修正に伴う記載
指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合であつて、指定国際会計基準に従い当四半期連結会計期間の前年同四半期連結会計期間に係る四半期連結財務諸表を修正したときは、この四半期報告書に記載すべき事項（当該修正後の四半期連結財務諸表を除く。）のうち、当該修正に関連する事項については当該修正後の内容及びその旨を記載すること。